

小田原市監査委員公表第9号

令和3年11月25日付け監査第163号の監査結果に基づき小田原市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

小田原市監査委員 数馬 勝
小田原市監査委員 近藤 正道
小田原市監査委員 篠原 弘

番号	指摘等の内容	措置状況
1	災害発生時や荒天時に、来場者が避難する際の対応体制は整っていると評価できるが、来場者が避難できずに斎場に留まらざるを得ない状況を想定したマニュアル・体制等が整備されていない。市（環境保護課）は来場者が斎場に留まらざるを得ない状況への対応を指定管理者に整えさせる必要がある。	来場者が避難できずに斎場に留まらざるを得ない状況を想定した「小田原市斎場災害時対応マニュアル」が指定管理者から提出された。
2	事業契約書に、小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条で定めることとされている「指定施設の管理を行うに当たり保有する情報の公開に関する事項」が規定されていない。市（環境保護課）は当該事項について、指定管理者と協定の締結等を行う必要が	事業契約に「指定施設の管理を行うに当たり保有する情報の公開に関する事項」を規定した契約変更を指定管理者と締結した。

	ある。	
3	<p>指定管理者が行う個人情報の保護状況の確認について市（環境保護課）が不適切な事項を確認した際、指定管理者に改善は求めたものの、個人情報の管理に異常はないかを市（環境保護課）自ら確認はしていなかった。個人情報の保護等の市民に重大な影響を及ぼす事項については、指定管理者へ指示するだけでなく、市（環境保護課）としても適切にリスク管理をする必要があると考える。</p>	<p>今後、抜打ちで、市（所管課）の複数の担当で「小田原市斎場 個人情報保護状況チェックシート」に基づき現地でのチェックを行う。</p>
4	<p>指定管理者は、構成企業から第三者へ委託している保守点検等の業務について、事業契約書第50条第2項に定める届出をせず、市（環境保護課）の事前の承諾を得ていない。市（環境保護課）は指定管理者に対して確実に届出をさせる必要がある。</p>	<p>対象業務について、指定管理者に対して事業契約書第50条第2項に定める第三者へ委託している業務の届出をさせ、市（所管課）から承諾書を交付した。</p>
5	<p>運營業務日報チェックシートのチェック欄にあらかじめチェックマークが印字されていた。チェック欄の使用方法について、市（環境保護課）と指定管理者において認識が異なっており、チェック漏れが発生するリスクがあることから、チェックが確実に実施される方法について検</p>	<p>指定管理者に対して、運營業務日報チェックシートに係るマニュアルを改正し、チェック欄をパソコン入力とせず、点検時に手書きにて記入することとした。</p>

討する必要がある。	
-----------	--